

# 私たちに問われる「どうなる憲法」「どうなる憲法」

安倍政権は、昨年末の特定秘密保護法の成立後、わずか半年の間に「戦争のできる国」づくりを矢継ぎ早に進めている。昨年末には、日本が他国に攻め込まないとする「専守防衛」の指針「国防の基本方針」を廃止し「国家安全保障戦略」を策定。今年4月には、47年間維持してきた武器輸出三原則を廃止し、輸出推進へ転換。6月には改憲手続き法の改正と憲政史上初となる国会への秘密会設置を強行した。消費税増税やTPP参入なども含めて国のあり方全体の転換を図ろうとしている政権といえる。

## 実質的な改憲―集団的自衛権行使容認閣議決定

7月1日、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を行った。これは、「集団的自衛権の行使は憲法違反」という60年以上にわたって積み重ねられてきた政府解釈を、国会での審議にも国民的議論にも付さずに、一内閣の判断で覆してしまうものである。

閣議決定は、従来の政府憲法解釈からの変更部分について次のように述べている。

「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許されると考えるべきであると判断するに至った」。

集団的自衛権の行使について「防衛白書(2014年版)」(8月5日発表)も、憲法上許容される武力行使として「国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合がある」と明記している。

これらの動きに対して、小林武氏(沖縄大学客員教授)は、「憲法を転覆させる『解釈クーデタ』」と厳しく指摘(あいち九条の会学習交流会、8月2日)し、鈴木秀美氏(大阪大学大学院高等司法研究科教授)も、「解釈と見せかけた政治決断による実質的な改憲だ」と批判している(「毎日新聞」7月29日)。

## 政府の判断で無限定に武力行使

政府は、閣議決定に盛り込まれた「武力行使の新3要件」が憲法上の歯止めになっているとして、海外での無限定な武力行使を否定している。しかし、戦闘地域での後方支援の際に武力行使や、中東・ホルムズ海峡での戦時の機雷掃海について首相が可能と答弁するなど、政府の判断でいつでも、どこでも武力行使が可能であることが国会質疑で明らかになっている。

伊藤真氏(法学館憲法研究所所長・弁護士)は「自衛の措置」という名の下で、時の政府の『明白な危険』の認定によって、あらゆる武力行使が可能となることを意味している。そして、それは集団的自衛権にとどまらず、集団安全保障への武力参加、多国籍軍への参加など、自衛の措置の名目でのあらゆる武力行使が可能となる解釈なのである(「国民安保法制懇懇急集会」7月27日・名古屋市中区別院ホール)と、あらゆる武力行使を可能とする動きを告発している。

「我が国の存立」「自衛の措置」は、太平洋戦争開戦の際の「帝国の存立」「自存自衛の為」という「詔勅」など過去の侵略戦争の口実と同じである。

このような解釈改憲は、その先の明文改憲につながっていることも重大である。安倍首相は「閣議決定で示した線が解釈の限界で、それ以上は憲法改正の課題だ」(7月14日、衆院予算委)

と述べている。また、自民党石破幹事長が現行憲法のもとでも徴兵制は可能と発言していることも、見逃してはいけない。

## 「反対」は国民の多数派、「経済にもマイナス」

国民は、集団的自衛権行使容認に「反対」60%、「賛成」31%、「国民に十分説明していると思わない」84%、「思う」13% (共同通信世論調査、8月3日) など、「反対」の声は多数派となっている。弁護士会も全国全ての弁護士会が閣議決定撤回を求める意思表示を行ったほか、「全日本仏教会」「日本カトリック司教協議会」「立正佼成会」など宗教界も反対を表明している。愛知県弁護士会花井増實会長は「安倍首相は、外交では他国に対して盛んに『法の支配』と発言しています。そうであるならば、国内でも『法の支配』をきちんと守っていただきたい」(「革新・愛知の会」ニュース8月10日号)と述べている。

◇ ◇ ◇  
集団的自衛権行使容認は、経済にもマイナスだとの批判も出ている。5月にアメリカで開かれたヘッジファンド業界の会合で「アジアで一番危険な人物は誰か」との質問が出て、著名投資家ジム・チャノス氏が答えたのは「アベ」だったという。このことを報じた「毎日新聞」論説委員福本氏の次の指摘は、極めて示唆に富んでいる。「アベノミクスを片方の腕で掲げながら、もう一方の腕でその成功に不可欠な近隣のパートナーを排除しているところに大いなる自己矛盾を見る」。「安倍首相は、集団的自衛権を行使できるようにしておくことが抑止力となり、地域の安定につながると言う。だが、それでは軍備増強競争となり、相互不信と偶発衝突の危険性を強め、経済を疲弊させるだけだ」

◇ ◇ ◇  
政府は、この閣議決定を踏まえて、自衛隊法、周辺事態法、武力攻撃事態法、PKO協力法などの法律「改正」による国内法の整備を今後進めるとしている。

政府による九条の解釈変更が進められつつある今、一方で「憲法九条は法典として無傷のまま存在」(小林武氏)している。「九条の会」は、自衛隊は違憲という人はもとより、自衛隊の存在や自衛隊の海外派兵まで認められるという人も、九条を守るの一点で結束している。いま、「戦争をする国づくりは許さない」の声を大きく上げるときである。

「あいち医師・歯科医師九条の会」は、解釈・明文改憲の危険がかつてなく高まっている状況の今、18回目の「憲法のつどい」を9月27日に開く。多くの医師・歯科医師、市民の方に参加を呼びかけます。

## 「あいち医師・歯科医師九条の会」第18回憲法のつどい



◆テーマ:「どうなる憲法、どうする憲法  
～明文・解釈改憲の危機の中で～」

◆講師:長峯信彦氏(愛知大学法学部教授)  
塚田薫氏(愛知大学法学部学生)

◆とき:9月27日(土)午後3～5時

◆ところ:愛知県保険医協会伏見会議室  
(名古屋市中区錦1-13-26、名古屋伏見スクエアビル9階、電話052-223-0415)

◆参加費:医師・歯科医師 1,000円、一般市民 500円



塚田薫氏

# 試練の「立憲主義」、人権保障

## 医師九条の会がつどい

2月15日、「あいち医師・歯科医師九条の会」は第17回の憲法の集いを開催し、鈴木秀美氏（大阪大学大学院高等司法研究科教授、比較憲法学・情報法が専門）が講演、40人が参加した。

鈴木氏は、安倍政権の下で特定秘密保護法、日本版NSC法の強行採決をはじめ、法制局長官やNHK会長などで首相の意を汲む人事が行われていること、安倍首相が解釈改憲は自らの判断で可能と受け止められる発言を行ったことに触れて、権力分立によって権力を制限して人権保障をする「立憲主義」が試練に立たされていると述べた。そして、現行憲法の人権保障規定を後退させる内容の憲法草案を発表している自民



党政権の下で「特定秘密保護法で政府は取材や報道の自由は確保されるというが、果たして守られるのか疑問」と警鐘を鳴らした。

鈴木氏は、ドイツ憲法が「人間の尊厳の尊重・保護」や「社会権・生存権」を基本原則としており、この憲法を抛り所に社会への不満や批判の少数意見も取り上げられることを求める市民社会が民主主義を育てていると述べ、原発・公害問題などにみるように市民の少数意見を無視する政治エリートが存在する日本では、社会の中で自由・民主の成長が必要とした。

# 平和・民主主義に関する愛知県保険医協会の声明紹介

## 国民投票法改正案の衆院での可決に抗議する

当協会は、愛知県の医師・歯科医師 8,930 人で構成し、患者・国民の命と健康、国民皆保険制度を守るために活動している。

私たちは、国民投票法改正案が衆院で可決し、参院に送付されたことに抗議する。

今回の法「改正」では、2007 年の国民投票法成立時に、残された「宿題」を解決することが求められたはずである。すなわち、「成年年齢の引き下げ」「公務員の投票勧誘・意見表明が制限されないようにする」「国民投票の対象を憲法改正以外に拡大」「最低投票率を規定していない」などであるが、法案の審議はわずか4日間しか行われぬ不誠実なもので、その内容も「選挙年齢・成年年齢」については先送りされ、「公務員」については逆に制限を加えたほか、「国民投票の憲法以外への拡大」「最低投票率」に至っては議論すらほとんどされなかった。このような欠陥だらけの法案は、「改正」の名に値しない。

安倍内閣は、解釈改憲による集団的自衛権の行使容認、特定秘密保護法の施行、国家安全保障基本法制、武器輸出の解禁などを進めようとしているが、今回の法改正で憲法九六条、同九条などの明文改憲も進めようとしている。しかしこれらは、この間の各種世論調査で「憲法改正は必要ない」、「憲法九条改正に『反対』」が過半数を超え、憲法改正を望んでいない多くの国民世論に背くものである。

私たちは、本法案の参院での徹底審議と廃案を求める。

2014 年 5 月 1 6 日

愛知県保険医協会 理事長 荻野高敏

## 集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議する

安倍政権が集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈の変更を7月1日に閣議決定したことに対し、当協会は抗議し、撤回を求める。

閣議決定は、「憲法九条の下で許容される自衛の措置」という名目で、集団的自衛権行使を容認している。

閣議決定はまた、自衛隊が活動する地域を「後方地域」「非戦闘地域」に限定するという従来の法による枠組みを廃止し、「戦闘地域」であっても、支援活動ができるとしている。

集団的自衛権行使に留まらず、多国籍軍や有志連合に自衛隊が参加し武力行使する「集団安全保障」に道を開いており、アメリカの行う戦争に自動的に巻き込まれることになる重大な問題である。政府の想定問答集では「集団安保」について「新3要件を満たすならば、憲法上、武力行使は許容される」と明記し、武力行使の地理的な限定をせず、憲法上の“歯止め”は「政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断する」ことに依るとしており、政府の判断で集団安保に地理的制限もなく参加が可能となっている。

「集団的自衛権」や「集団安全保障」を名目にした武力行使が、現憲法で許容されるとなれば、戦争の放棄、戦力不保持、交戦権否認をうたった憲法九条に反することになる。

こうした解釈改憲を、一内閣の「閣議決定」で強行しようというやり方は、戦後歴代の憲法解釈を無視し、立憲主義を踏みにじるものである。

また、政府の判断の根拠を尋ねても「それは特定秘密」とすれば、国民にも国会にも真相が知らされないまま政府の裁量で武力行使の範囲が広がることになる。

世論は、集団的自衛権行使容認に「反対」が58%（賛成32%）、憲法改正ではなく憲法解釈の変更で対応しようとしていることに「反対」が60%（賛成27%）——「毎日新聞」（6月29日付）など、反対の世論が過半数となっている。

命と健康を守る私たち医師・歯科医師は、医療従事者を戦争に動員し、生命を危険にさらす集団的自衛権の行使を断じて許さない。閣議決定の撤回と、関連法整備を行わないことを強く求める。

2014 年 7 月 2 日

愛知県保険医協会 理事長 荻野高敏